

## 綾瀬市多文化共生推進会議設置要綱

### (設置)

第1条 国籍や民族などの違いにかかわらず、すべての市民が互いの文化的背景や考え方を認め合い、対等な関係を築きながら地域の中で共に暮らしていく多文化共生社会の実現を目指すとともに、仕事や地域における外国籍市民の更なる活躍を促進するために、綾瀬市多文化共生推進会議（以下「会議」という。）を設置する。

### (所掌事項)

第2条 会議の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 外国人市民に係るコミュニケーション支援及び生活支援並びに多文化共生の地域づくりなど、本市における多文化共生の推進に関すること。
- (2) その他多文化共生推進に関し必要な事項に関すること。

### (組織)

第3条 会議は、会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長は、多文化共生事務主管課長をもって充てる。
- 3 委員は、別表に定める所属の長をもって組織する。

### (会長の職務)

第4条 会長は会議を総括する。

- 2 会長に事故あるときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。

### (会議)

第5条 会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

- 2 会議は、議事に関係のある者のみを招集して行うことができる。
- 3 会長は、必要に応じ、委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

### (部会)

第6条 会議は、必要に応じて部会を置くことができる。

- 2 部会の所掌事項、部会員等は、会長が別に定める。

### (庶務)

第7条 会議及び部会の庶務は、多文化共生事務主管課において処理する。

### (委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、会議の組織、運営等に関して必要な事項は、会長が別に定める。

## 附 則

この要綱は、平成30年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月10日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

委 員
秘書広報課長
危機管理課長
福祉総務課長
市民課長
リサイクルプラザ所長
生涯学習課長
こども未来課長
保育課長
健康づくり推進課長
商業観光課長
工業振興企業誘致課長
消防総務課長
教育指導課長